

法と公共政策メジャーへの招待

藤 井 まなみ

何を学ぶメジャーか

公共政策学、と言いたいところですが、そこに至るための基礎となる諸学問を学ぶ、と言うのが本当のところだと思います。

政策学 (Policy Sciences) という学問は、第二次大戦後に成立してきた比較的新しい学問で、政治、法律、経済の知識が必要な学際的な領域です。それまでの学問が、それぞれの領域における普遍的な原理・原則を見出そうとする営みであったのに対し、現実の社会に対する働きかけを行うことを目的とする政策学は、現在に至るまでの状態を観察するだけでは足りず、どのような働きかけをすればどのように状態が変化するかを予測したり、更に、どのような働きかけができるのかという制約条件の考慮や、そもそもどのような状態に変化させることが望ましいのかを判断することまでも必要になってきます。

一般の市民や企業などの民間部門の活動の自由を保障し、利害対立の調整等の場面でのみ抑制的に活動すべきとする夜警国家観の時代が終わり、地方レベルも含めたいわゆる公共部門が積極的に活動することが求められる時代になりました。殊にその政策が合理的で効果の高いものであることが要求されるので、科学的な裏付けのある政策を策定し実施するために、政治学、経済学、経営学、法学や社会学等の諸学問を総合化した新たな学問領域が必要とされるに至ったわけです。

このような性格を持つ政策学という学問は、本来は大学院レベルの応用的学問であり、実際、こ

の埼玉大学において1977年に政策科学を扱う部局として作られた政策科学研究科も、学部組織を持たない独立大学院でした。教員は様々な専門分野の人が集まっており、また学生も行政官や政府関連機関の職員等、既に実務で経験を積んだ人々が多く、科学的な政策分析や政策形成についての手法などを学び、実践的な研究をしていたようです。この研究科は、その後1997年に政策研究大学院大学として独立しましたが、他大学にもこの分野において大きな影響を与えました。

1990年代に入ると、学部レベルでも、このような学際的な政策学を扱い、視野の広い学生を育てることを目指して、1990年に慶應義塾大学の総合政策学部が作られたのを皮切りに、他大学でも次々と学部や学科が作られていきました。わが埼玉大学でも、1992年、この経済学部には社会環境設計学科という学科が作られました。

社会環境設計学科は、名称こそ政策学を謳ってはいませんが、内容的には法学・政治学と様々な政策領域を学ぶ学際的なカリキュラムになっていました。しかし、程なく、学部レベルでの政策科学教育の問題点も見えてきました。大学院であれば、学部でそれぞれの専門分野を確立した上での学際的なアプローチということになりますが、いきなり学部レベルで様々な領域の科目を学ぶと、視野は確かに広がりますが、広く浅く、悪く言えばどの領域もつまみ食い中途半端になってしまうおそれがあるのです。やはり軸となる専門科目はしっかりと学ぶことが必要だということが再認識されるようになりました。そこで、カリキュラムを再編して初年度科目としての入門

科目を導入し、経済学、経営学、法学を必修としたのです。政治学も選択必修科目のひとつとされてきました。

その上で、2015年に、わが経済学部では、学科を一つに統合し、4つのメジャーを擁する現在の形になりました。法と公共政策メジャーとしては、社会環境設計学科の時代よりも、法学と政治学・行政学にウェイトを置き、軸となる専門分野が明確になりました。勿論、経済学や経営学・会計学等も他メジャー専攻学生にとっての専門科目なので、つまみ食いレベルではあり得ません。これは、法学・政治学を専攻する法学部との大きな違いであり、強みと言えるでしょう。

以上述べてきたように、政策学とは、実社会における様々な問題を発見しそれを解決するために、既にある程度確立した内容を持つ様々な学問を知った上でその内容を横断的・総合的に用いる営みです。現実の社会は常に変化しますし、問題の切り取り方によっても最適解は変わってきます。皆さんが社会に出て、学んだことを生かして活動しようとしたとき、どのような分野で、どのような立場で、どのような目的で問題に取り組むかによって、実際に必要となる知識も変わってくることでしょう。

すぐに役に立つ知識は陳腐化したり変化したりしてすぐに役に立たなくなります。譬えて言うならば、自分の街のどこに何があるのか完全にわかっていたとしても、その知識は別の街では役に立ちませんが、地図の読み方と地図をどうやって手に入れるかがわかっているならば、知らない街でも歩けるということです。

本メジャーで学ぶことは、いわば地図の読み方に相当する内容になると思いますが、更に譬えを重ねるならば、実際の政策決定の場では複数の種類の地図を重ね合わせて使いこなさなければならず、どのような地図をどのように重ねて使うかということも重要な問題となります。大学院レベルの政策学とは、後者に相当すると言えるでしょう。

法解釈学中心の法学

法学部などで一般的に学ぶのは法解釈学が中心です。法解釈学が対象とするのは、基本的に、現在目の前にある法を前提として、現に生じている問題を解決するための手法です。司法試験等の法曹資格試験に必要なのは、主としてこの法解釈学の素養です。

例えば、その昔、現行カリキュラムでいう基盤科目としての法学を担当した時に、期末試験に次のような問題を出したことがあります。

「ある大学では、規定により定期試験は試験開始後20分以降は受験を認めない。ただし、公共交通機関の発行する遅延証明書または医師の診断書がある場合はその限りではないとされている。また、規定にはないが、試験開始後20分以降は退室可とする教員がほとんどである。13時に試験開始となる、ある一般教養科目の試験の日、学生Aさんは寝坊してしまい、13時21分に教室にたどり着いた。しかし、その教室ではたまたま解答用紙等の配付に時間がかかって、実際に試験が開始されたのは13時5分であった。Aさんはこの科目の受験を認められるべきか否か、理由を示して論ぜよ。場合分けが必要と考える点については、自分で条件を設定してそれぞれの場合についてを論じること。」

結論はどちらであっても試験の評価には影響しませんが、理由付けがきちんとできていることが必要です。決まりなのだから受験は認められない、とだけ述べる回答も意外に多かったのですが、それだけでは余り評価は高くなりません。例外事項に当たらないから、という理由を添えているものもありましたが、これでも不十分です。

面白かったのは、1分過ぎただけで受験できないのは厳しすぎるという指摘をした学生が結構な人数いたことです。Aさんは21分遅れたのに、20分の許容時間はいつの間にか既得権と化していて、1分遅れに過ぎないという認識になっているのですね。

この問題は法学の試験なのでから法学的な回

答が期待されているわけですが、なまじ身近な例が使われると、法学などという面倒くさいものはすっ飛んでしまうようです。しかし、法学とは本来そのような身近な問題を解決するためにも存在するものなのです。複雑な問題のために技巧的な理屈を展開する場面も確かにありますが、決してそれが法学の本質というわけではありません。

この問題に形式的に答えるなら、「試験開始」という文言をどのようなものとして解釈するのかを論じることになります。試験開始時刻として予定されていた13時ちょうどを指すのか、実際に試験が開始された13時5分を指すのか、ということ。勿論、言葉としてはどちらの使い方もあり得ますから、どちらかを選び取るには実質的な価値判断をすることが必要であり、その価値判断を正当化するための論理的な説明が求められるのです。

法の解釈というものは、時としてこのような価値判断の相違によって立場が分かれるような面があります。言葉の意味として明らかに不合理な解釈は正当化のための論理として十分に機能せず、広く支持を得ることが難しいのは確かですが、それでも背後にある価値判断が広く支持される場合には、そのような解釈も受け入れられる場合がしばしばあるのです。(例えば、最初から殺すつもりで轢いたわけではなくても、死んでも構わないと思ってそのまま走り去る行為、いわゆる轢逃げを「人を殺した」こと(＝殺人)に含めるとする解釈など。)

Aさんの試験のようなものは、複数の(しばしば多数の)学生が公平に扱われることが必要な制度ですから、Aさんの背後に他の学生の姿を見なければなりません。法が守ろうとするものは何か、を考えることが必要なのです。

Aさんの受験を認めようとする立場をとるなら、そのことで他の学生が不利になったり、Aさんが有利になったりせず、試験の公正さが損なわれないと断言できなければなりません。試験開始時刻を実際に試験が開始された13時5分とすればAさんの受験は可能となりますが、合格者の人数に限りのある入学試験などと違って、Aさんが

受験できたとしても他の学生は特に不利益を受けるわけではありません。また、実際に試験が開始されてから20分を経過していないため、退室した学生もいないはずなので、Aさんが入室前に試験問題を知る可能性もありません。ただし、同じ科目を複数の教室で実施している場合は、Aさんが入室前に試験問題を知ることができないということが保証できないので、Aさんの受験は不可としなければなりません。

逆に、Aさんの受験を認めない立場をとるなら、受験を認めても他の学生が不利になったりAさんが有利になったりすることもないにもかかわらず杓子定規な態度をとるべき理由を説明できる必要があります。試験開始が遅れたのは偶然で、Aさんはそのことを事前に知ることはできません。つまり、Aさんは自分が21分遅刻していると認識しているにもかかわらず、試験室に入ったわけです。21分遅れたことで教室に押しかけるのを諦めたBさんは受験できなかったのに、遅れているのに凶々しく押しかけたAさんがたまたま受験できたとしたら、Aさんは不当に有利な扱いを受けることになるのではないのでしょうか。また、これが認められるのなら、ダメ元でまず教室に入ろうと試みる学生が増えるでしょう。それでは、試験室の平穏を保つことは難しくなってしまうでしょう。

いずれの立場も法解釈学的には成り立ちます。いずれの立場を選択するかは、価値判断によって変わってくる人が多いのです。ですから、両方の視点を持った上で、場合によりバランスをとることが必要なのです。

さて、それでは、現在目の前にある法を前提とする法解釈学的な考え方(つまり従来の法学部的な考え方)をとらずに、目の前にある法の内容を変えてしまうことによって、遅刻者の問題に対応することを考えるとどうなるのでしょうか。

例えば、同じ試験を実施する教室が複数ある場合もあることを考えれば、退室を認めることのできる時間を試験開始後30分とするなど、多少の開始時刻のばらつきを吸収できる余地を作るべきという制度変更の提案ができるでしょう。それに

よって、実際の試験開始時刻が多少遅れた場合にも、遅れた時刻から20分の範囲内で遅刻者を救済することが可能になります。逆に、試験開始時刻の10分前に集合時刻を設定し、遅刻限度をそこから20分とすることでも、同じ効果が得られます。

あるいは、遅刻限度の設定が受験者の意識の中で既得権化してしまう可能性をふまえて、集合時刻を20分前にしておき、実際の試験開始が遅刻限度となるようにするのも良いかも知れません。それとも、そもそも遅刻限度を廃止してしまうという提案はどうでしょうか。むしろ、早めに試験室に入ることを奨励する方向で遅刻者の問題に対応しようとするわけです。

このような考え方を法学部では立法論的思考と呼んでいます。法学部の法学でも、多少の立法論はなされることがあります。少なくとも実際に法を適用する裁判所のような実務法曹の世界では、立法論は目の前の問題を解決する役には立ちません。そのことを反映してか、法解釈学中心の法学部では、立法論や法政策論というのは、これまでは余り重視されて来なかったのが実情です。

それはなぜでしょうか。歴史的に見ても、政治を司る人々にとって、治安・秩序を維持するためにも、一般の人々に対して何かを命じるためにも、剥き出しの暴力を用いるのでない限り、法は必須の道具でした。ある程度組織化された国家制度が整った社会であれば、法を執行する立場にある役人は日々の職務の中で法を使うわけですから、その法の内容が正当かどうかをいちいち問うという発想はないでしょう。法が法として日々行われている限り、目の前に存在する法を所与のものとして使うしかなかったわけです。(目の前に存在する法、現に使われている法を実定法といいます。人が定めた人為的な法のことです。)

このような、実定法(positive law)のみが法たり得るとする考え方を法実証主義(legal positivism)といいます。この考え方によれば、法の内容や国家の主権とみなされる政治的権力の性格は問わず、それらを所与のものとして、問題の解決に当たらなければならないことになりま

す。「法はいかなる種類の品物でも運ぶことのできる車である」という言葉は、この立場から出たものでしょう。とんでもない考え方のように思えるかも知れませんが、そうでないと日常業務は1ミリも進まなくなってしまう。法解釈学は、この法実証主義の立場を前提とするものなのです。だから、法学部では立法論が余り重視されないのです。

ただし、現在の民主主義国家では、法は民主的な手続によって改正することができます。ですから、日常業務の上では所与のものとしてその正当性を問わないことになっているとしても、現在目の前にある法が本当に正当であるか、ということ議論の対象とすること自体は許されるのです。(この、法の内容の妥当性を問題にし、あるべき法の姿を追求する知的営みが法哲学です。)法実証主義と法哲学は、本来は対立するものですが、法の改正が可能であるが故に、現在の法学においては車の両輪のようにどちらも必要な存在となるはずなのです。

それでは、あるべき法、正しい法とは、一体どのようなものなのでしょうか？

正しい法とは？

幼い子供が友達と争いになり、「～しちゃだめでしょ!」とか「～しなくちゃだめでしょ!」などと言われて「それ、誰が決めたの?そんな法律あるの?」と言い返す場面を度々目にします。皆さんにも身に覚えのあるフレーズではないでしょうか。

友達の主張することが全て正当というわけでもないのですが、それなりの説得力のある言い分だったとしても、「誰が決めたの?」という問い返しは相手を口ごもらせる破壊力があります。誰が決めたルールかということは、そのルールの正当性、ひいてはその拘束力を左右するのでしょうか。

「社会あるところに法あり(Ubi societas, ibi ius.)」と言います。しかし、その内容は場所によっても時代によっても異なるものであるという

ことも、よく知られた事実です。それぞれの社会によって、誰が法を作るのか、更にその内容の決定方法も、それぞれの社会によって異なり、それが法の内容に影響することになります。専制君主の気まぐれで制定される法もあれば、王の廷臣や官僚が実務上の必要に応じて決定した法もあるでしょう。民主制であれば、市民の直接または間接の議論を経て議決されることによって制定されることになります。また、所与の条件が異なるため、その影響を受けて社会の価値観も異なり、法の内容も異なってくるわけです。

誰がどうやって決めたのかということは、民主制を採用している場合にはきちんと手続をふんで立法されたという事実が内容の妥当性を一応保証することになっていますが、それ以外の場合はそうはいきません。「誰が決めたの？」という問い返しは、内容の妥当性の保証がないという相手の弱点を鋭く突くものとなるわけです。

それでは、内容的に正しい法とは、どのようなものなのでしょうか。

古代ギリシアにおいて既に、ポリスごとに法の内容が異なることが知られていたため、古代ギリシア人たちは自分たちの法が普遍的なものではないということを弁えていました。しかしその一方で、各ポリスの法の内容が全て異なるというわけでもないのです。あるべき法というもの、法のアイデアともいえるような普遍的なものが存在するはずだという確信もあったのです。そのような「あるべき法」を探求する知的営みから始まったのが、法哲学です。当初の問題意識は、法とはどのようなものであるべきか、正しい法とはどのようなものか、ということでした。これを法価値論といいます。現在では法哲学の対象も広がってきているので、法価値論＝法哲学というわけではありませんが、重要な部分を占めるのは間違いありません。

そこで考えられている「あるべき法」とは、「事物の自然の条理または普遍的な正義の法則」、つまり時と場所を超越して妥当する自然的な法則であって、人間が人為的に作った実定法に優越するとされてきました。つまり、「あるべき法」に

反するような実定法は不法と考えられたわけです。このような法の観念が中世ヨーロッパでキリスト教神学と結びついたことで、神の法であるが故に無謬のものとなり、「不法な実定法は法ではない」とされたのです。

それでは、正義とは何でしょうか。

アリストテレスは、正義に対して、「等しいものは等しく取り扱い、等しくないものは等しくなく取り扱うこと」という定義を与えています。これはいわゆる配分的正義と呼ばれ、西欧では伝統的な正義観となっています。しかし、何が等しくて何が等しくないのかということと、等しくなく取り扱うとしてもどのように取り扱うのかということの基準が明らかにならなければ、正義の実現はできません。例えば、労働法上の女性の保護や、アメリカで行われているアファーマティブ・アクションなど、やり方によっては賛否が分かれることもあるでしょう。

このように、何が等しくて何が等しくないのか、という問いは、正に価値観を反映するものであって、価値観を切り離してこの問いに答えることはできないのです。宗教的な権威で価値の優劣を決めることができる社会ならまだしも、現代のような価値相対主義の社会では、この基準を如何に決定するかが大きな問題となってきます。法学の内部でこの問題に対する最終解決をすることはできません。

このような社会全体の意思決定のための制度は、政治学が対象とする問題領域に属します。様々な政治体制が歴史上存在しましたが、近代以降多くの国家で採用されている民主制は、この問題に対する一つの解決策と言えます。

近代以降の国家では、その国家の価値基準を定める役割を担っているのは憲法です。近代以降の国家では、既存の法律を含む全ての法は憲法の支配下に入り、憲法の指し示す価値基準に従って解釈され、運用されることになっています。しかし、その憲法の内容となる価値基準は、その憲法が成立した時点の憲法制定者が持っていた価値観に則ったものであるにすぎません。例えば、初めての近代憲法とされるのはアメリカ合衆国憲

法、次いでフランスの人権宣言で、いずれも自然権（自然法の変質）の保障を宣言する内容です。近代憲法の精神は、個人の基本的な人権の保障、特に自由権と財産権の保障と、それへの国家の干渉を防ぐための権力分立システムです。近代憲法は独立戦争や革命を契機とするもので、必ずしも民主的に定められたとは言えませんが、制定者たちは、理性法（人間の理性によって客観的に獲得される法＝論理に支えられた科学的に検証できる正しさを持つ法）に対する信頼があり、自らの法を理性法に則った正当性あるものと信じていました。しかし、それは決して永久不変のものではなく、その国家の社会状況が変われば改正の必要が出てくるような有限のものなのです。実際、20世紀に入ると、資本家と労働者の経済的・社会的力関係の差が広がっていき、もはや憲法が保障していたはずの人権の平等は実質的には損なわれていると考えられるようになってきました。社会の価値基準が変化したのです。それを受けて、20世紀の憲法（現代憲法）には、基本的人権の保障・権力分立システムだけでなく、国家による実質的平等の実現、具体的には生存権や労働権の保障が追加されました。

このように、どの国でも近代憲法が制定されて以来、憲法は大なり小なり改正を経ていきます。要するに、憲法といえども永久不変の神の法でない以上、内容の正当性は問題になるのです。いや、むしろ、他の一般の法律の価値の基準となるのですから、内容の正当性は決定的に重要な問題と言えるでしょう。しかし、神のような全知全能の存在がない現代では、絶対的な正当性を保障してくれるものはありません。そこで、現代憲法は、民主的な手続に則って改正することで、その時代の社会の主権者による正当性の承認を得ることになっているのです。多数の支持を得たということは、それだけの説得力があるとみなすことができますからです。

とは言え、その「説得力」の中味が単なる好き嫌いや利益誘導では目も当てられません。たとえ有限なものであったとしても、現在の状況下で可能な限り正しい法を提示できる必要があります。

AIは正しい法を導けるか？

近年のコンピューター・テクノロジーの急激な発展により、様々な職業が人工知能（AI）によって担われることが予想されています。法律家の仕事も、その例外ではないようです。法律家の知識や推論・判断をプログラム化するエキスパートシステムの研究は、既に1980年代には始まっており、実際に2016年にはアメリカで、ある弁護士事務所が人工知能サービスの会社とAIによる支援を受ける契約を結んだというニュースが流れました。AIはどうやって法的判断をするのでしょうか？ AIは「正しい法」を導けるのでしょうか？

エキスパートシステムは、知識ベースと推論エンジンから成り、推論エンジンが知識ベースを使って推論を行うシステムです。知識ベースは「もし～ならば、～」という形式の規則などから成り、推論エンジンはこの規則群を用いて推論を行います。大量のデータや複雑な事象も扱うことができる上に、自然言語を用いた人間（専門家）との対話によって更に知識ベースを増やしていくこともできるので、どんどん能力が上がっていくことが予想されます。

実のところ、法学はコンピューターとは相性が良いと考えられてきました。17世紀のドイツの哲学者（自然科学や社会科学まで幅広い分野を股に掛けて活躍した）ライプニッツは、中世に再発見されたローマ法の論理的な方法論を知って、法学にユークリッド幾何学の推論モデルを適用することを主張しました。また、19世紀のドイツのローマ法学者サヴィニーも、法的な概念を数学の定義になぞらえ、法学も「概念で計算する」ことで答えを導くことができるような「科学」であると主張したのです。

このような論理的な体系なら、それをコンピュータープログラム化することができるのではないかと考える人が出て不思議はありません。1970年代から、そういった研究が日本でも始まっていました。Prologというコンピューター

言語を使って、法文や判決を論理化し、その論理化されたルールを使って法的問題に答えを出すエキスパートシステムを作り上げるというものでした。

しかし、現実には、法文や判決のルールだけでは答えは出せず、法律の専門家は、現実の問題を法的問題として再構成するという最初の入り口の段階において、望ましいと考えられる結論から逆算してルールをアレンジしたり、あるいはルールに適合するように事実を描写するような操作を無意識に行っているものなのです。上で例に挙げた期末試験の問題を思い出してみてください。システムに用意されているルールは、試験開始時刻から20分以内なら受験できる、というものです。受験を認めない結論から逆算すれば、(実際に開始されたかどうかにかかわらず)試験開始時刻と定められている時刻から20分以内なら受験できる、という風にルールがアレンジされるでしょう。逆に受験を認める結論から逆算すれば、(定められた時刻ではなく)実際に試験が開始された時刻から20分以内なら受験できる、というようにルールがアレンジされ、更に他の教室から退室者が出ていないという事実が考慮を要する新たな条件として追加されるでしょう。その両方を比較して、どちらがより望ましいかという判断をし、望ましい方のアレンジを採用する、というのが例えば裁判官が行う法的判断です。エキスパートシステムが法的判断を行うためには、このような操作を自分で判断して行うことができなければなりません。従来の法的推論とえば、法的三段論法とよく言われてきましたが、単純な三段論法ではこのような操作はできません。それでは、実用化までこぎ着けたアメリカのAIサービスは、一体どのようなものなのでしょうか。

ドイツがローマ法の影響を強く受けた所謂大陸法系の国であるのに対し、アメリカはローマ法の影響が限定的で独自の発展を遂げたイングランドの法に由来する所謂英米法の国です。イングランドでは、制定法としての法典が作られることはなく、単発的な王の命令と裁判所の判例が法を形成してきました。更には陪審制度があったので、法

律家ではない一般の法感覚が裁判に反映され、またそれが一般の法感覚に反映される、という関係性がありました。そのようにして長い時間をかけて何度も裁判において確認されてきた法は、時の検証を経ていたので正しいと考えられてきたのです。これが、イングランドの法、コモンロー(common law)です。しかし、その内容を体系的に把握することは非常に難しく、それができるのは訓練を受けた法律家に限られるとされてきました。法典化の試みがなされたこともありますが、結局まとまりませんでした。法律家たちが法典化を受け入れなかったのです。法典化はコモンローの柔軟性と発展性を損ない、急速に発展する社会の要請を満たすことができないと考えられたからです。

一方、イングランド法を継受したアメリカにおいては、1930年代以降、「リステイトメント」と呼ばれる、判例法の準則を条文形式にまとめてそれに解説や設例を付したものが作成されてきました。法学者、裁判官、弁護士の中から選ばれた人々が、主として私法の領域の判例法を分野別にまとめており、これまで20種類以上のリステイトメントが編纂されています。形式的には条文のような体裁をとっていますが、法律ではありません。一貫した体系を構築することも敢えて行わず、矛盾する準則もそのまま載せて、それぞれに解説や設例も示し、あくまで紛争解決のための判断材料を提供することに徹するスタイルをとっています。この点で、論理的に一貫した体系の存在を前提とする大陸法系の考え方とは違います。裁判官を含む法律家は、様々なシチュエーションにおける様々な判断の可能性を参照した上で、自分の目の前の事件を判断することができるのです。

現在では法律や判例だけでなくリステイトメントも電子化されて、オンラインで調べることが可能になっています。膨大な資料の中から必要な情報を検索するためには、資料の電子化は有効な手段です。そして、ひとたび資料が電子化されてデータベース化されれば、検索が容易になります。更に、AIの進化によりその検索の精度がどんどん向上しているのです。また、AIによる訴

訟戦略の支援として、対象となる事件の資料の分析や、損害額の算定などのような経済的な評価なども行われるようになってきました。経営分野で既に利用され始めている意思決定支援システムが、法的な問題にも使われるようになってきているのです。

AIはデータの分析とその分析の結果に基づいて一定の判断をするプログラムなのですが、どのような要素がどうなった場合に(要因)どのような判断がなされるのか(結果)を把握してその関連性のパターンを判断のルール(法則)として学習・推論し、そのルールを適用して実際に判断を行います。人間が経験を積むことで判断力が上がっていくのと似ています。更に、AIが自然言語処理能力を持つようになったことで人間と自然言語でやり取りすることができるようになり、それによって自分で資料を読んで分析し、人間の質問に対して自然言語で回答することができるようになりました。更に、そのやり取り自体をデータとして取り込んで分析の精度を上げ、よりの確な回答をすることができるようになっていくというのです。分析の精度を上げるためにはデータの数が十分に多いことが必要なので、特定分野、例えば破産事件や交通事故事件のような、ある程度パターンがばらつきが決まった多くの事件が集めやすい分野に特化して、サービスの実用化が始まりました。これが、アメリカで実際に弁護士事務所が契約したAIサービスであり、破産関連の業務がその対象とされたのです。

AIは、目の前の事件について、AIに与えられた具体的情報の限りでどのような判断が可能かという選択肢の提示をします。また、AIは、人間が行った判断のデータを分析して、人間自身が意識していないかもしれない要因まで含めて「何が結論に影響するのか」を明らかにすることができます。上で挙げた期末試験の問題でいえば、データベースに含まれている範囲で、受験を認める判断と認めない判断の二つの選択肢がそれぞれ理由を付して挙げられることになり、質問した人間がいずれかを選ぶと、その結果が新たな判断のデータとしてAIにフィードバックされることになる

わけです。その際に、他に試験室がなかったとか、他にも試験室はあったが退室者がいなかったとか、そのような要因が判断に影響を与えているとすれば、それも新たな要因としてデータに追加されることになるでしょう。一方の選択肢ばかりが選ばれ続ければ、それを反映してその選択肢が優先的に示されることになるでしょうし、選択がばらつけば、質問者の価値観の相違が結論に影響する要因の一つとして示されることになるかも知れません。そのような時、どの価値観が優先されるのかという問いにAIが答えられるとは限りません。むしろ、人間の方でその問題に決着をつけて、AIにデータとして渡してやらなければならないのです。

とはいえ、AIとのやり取りの中で、人間の側でも要因と結果の関係性や、価値観の影響の大きさを整理して把握することができるとしたら、別に得られるものがあるのかも知れません。ルールの変更(例えば遅刻限度の廃止)の提案につながるかも知れませんし、問題の構造によってはルールどころか謂わばゲームを変更するアイデア(例えば授業を全て演習形式にして期末試験を廃止する)が出てくるかも知れません。AIは必ずしも「正しい法」を明確に示すことができるわけではありませんが、常に新たなデータを追加して変化していく中で、モニター写真のようにその社会の法律家たちの価値観を浮き彫りにしてくれる可能性はあります。法律家たちの方でもAIのロジックを常に見直して、ブラックボックス化しないようにしておかなければなりません。

終わりに

これまで見たところでわかっていただけたと思いますが、現代の法典というものは、あらかじめ一定の価値観を前提として矛盾のない(ことになっている)閉じた体系を構築しているにもかかわらず、その価値観が投影された「自然法」を普遍的なものと呼んでいる、という構図になっています。上で挙げた試験開始時刻についてのルールのアレンジの例を思い出してください。結論から

逆算してルールがアレンジされていきましたね。価値観によって先に結論が選択され、その結論の正当化のために法的推論が使われていました。20世紀のオーストリアの法学者ケルゼンは、自然法論を批判して、手品師がシルクハットに前もって入れておいたハトやウサギを取り出してみせるようなものと喩えました。自分で入れておいたハトがシルクハットから出て来たことをもって、「シルクハットからはハトが出てくるものであってウサギではない。」と思いつくのは愚かなことです。ハト派とウサギ派が争うのも不毛です。正義や自然法を論じる際には、自分がこのような手品をしているかも知れないと自戒することが必要です。

1970年代以降、アメリカの倫理学者ロールズの『正義論』（1971年）を契機として政治理論が新たな展開を見せています。そこでは、民主主義を単なる多数決決定のシステムと捉えるのではなく、共同体における政治的決定を行うに際して他者に対して平等な配慮と敬意を払うことでそれぞれの立場から合意を与え合うシステムとして理解することが提案されています。それがうまく機能するためには、共同体の構成員がそのことについて自覚的であり、協働的に振る舞うことができなければなりません。このことは、電車の乗り降りの際に整然と列を作って降りる人を先に通してから順に乗り込んでいくという振る舞いができる社

会かどうか、という話と通じるところがあります。自分の与える合意が社会にとってどういう意味があり、自分はそこから何を受け取ることができるのか、ということをきちんと理解するところから、人間の社会生活は始まるのです。

法は人間が社会生活を営むために必要とされるものです。法の内容を決定することも、共同体における政治的決定の一部なのです。だからこそ、法学だけでなく政治学、更に経済学を始めとする社会科学や他の科学を広く総合することが必要となるのです。AI時代への対応のためには、AIをブラックボックス化させないための統計的な思考力を身につけておく必要があります。わか法と公共政策メジャーのカリキュラム構成にそれを感じて、視野は広げつつ各科目は深く、学んでいただきたいと思います。

参考文献

- 森村進編『法思想の水脈』法律文化社、2016年
岩谷十郎・片山直也・北居功『法典とは何か』慶應義塾大学出版会、2014年
佐々木隆仁『リーガルテック』アスコム、2017年
吉野一編集代表『法律人工知能』創成社、2000年
白田秀彰『インターネットの法と慣習 かなり奇妙な法学入門』（ソフトバンク新書）ソフトバンククリエイティブ、2006年